

事務事業マネジメントシート (21年度実績と22年度計画)

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 26 日 作成  
 21年度決算把握後 平成 22 年 月 日 作成

事務事業名		公有地拡大関係事務				<input type="checkbox"/> マニフェスト 関連 <input type="checkbox"/> 全庁横断 課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革 プラン関連			
総合計画体系	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	総務企画部	課長名	濱田 善也
	施策	24	行財政改革の推進			所属課	企画財政課	担当者名	上村 祐一郎
	基本事業	83	計画的な施策・事業の推進			所属班	政策企画班	(内線)	1244
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	公有地の拡大の推進に関する法律 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に	成果優先度評価結果 : 12 コスト削減優先度評価結果 : 6	
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 21年度で終了 <input type="checkbox"/> 22年度から開始		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度 ~ 年度)					

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細、期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」)に基づき、公共用地の先買い(申出・届出)について、買取り協議団体の決定に関する事務を市で行うものである。この制度の活用により、申出・届出を行った地権者への譲渡所得の課税の特例を図ることによって、公有地の拡大の推進に資する事業である。公拡法(第4条、第5条)の趣旨は、土地所有者からの買取りの届出・申出に対し、市町村が買取りを希望する場合に、公に縦覧し買取り者が他になく、本市との用地買取り事務を特定し用地を取得することで、土地所有者に課される譲渡所得への課税に対して15,000千円までの免除の特例措置が講じられることによって、公有地拡大の推進に寄与するものである。平成20年4月1日から、熊本県が決定権者として行なってきた事務が市に移譲され、市が買取り協議団体を決定できることになり、それに伴う適正買取価格であるかの判定など、責任も増している。
【業務の流れ】	提出予定の申出案件等について、市(用地取得担当課)が取得価格の適正性を確認(建設課)した後、市(企画財政課)に申出又は届出を行う。市(企画財政課)は、公拡法による要件を確認し、他の関係機関等(熊本県)へ買取り希望の照会を行い、買取り協議団体を『合志市』に決定し、用地取得担当課と地権者へ通知する。用地取得担当課は、決定通知を付して税務署に「譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認」の協議を行い、確認後、地権者との用地売買契約、用地取得となる。
【主な予算費目】	なし
【意見や要望】 関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	特に寄せられていない。

1 現状把握の部 (DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標	
① 手段(主な活動) 21年度実績(21年度に行った主な活動) (DO)	22年度計画(次年度に計画している主な活動) (PLAN)
土地買取り希望申し出書の提出は無かった。	予定されている案件はないが、申出及び届出に備えて対応していく。
④活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標	(単位)
⇒ア:公拡法に基づく事務件数	件
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	⑤対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位)
市が公有地として買い取りをしようとする用地	⇒ア:市が公拡法に基づき用地取得しようとする事業件数 件
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	⑥成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位)
公有地拡大法の適用を受けられる。	⇒ア:公拡法の手続により取得された用地件数 件
*⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠	
地権者への税控除を行うことにより、公共用地のスムーズな取得を目指すものであるため、公拡法の適用を受けた用地の件数で本事務事業の成果を図る。	

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	19年度 実績(決算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	21年度 実績(決算)	22年度 目標(当初予算)	23年度 予定	24年度 見込
④ 活動指標	ア 件		2	1	2	0	2	2	2
⑤ 対象指標	ア 件		2	1	2	0	2	2	2
⑥ 成果指標	ア 件		2	1	2	0	2	2	2
事業費	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	繰入金	千円							
	一般財源	千円							
入量	(A) 事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0
	(A)のうち指定経費	千円							
	(A)のうち時間外、特勤	千円							
人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	1	2	2	2
	延べ業務時間	時間	22	22	22	5	22	22	22
トータルコスト(A)+(B)	(B)人件費計	千円	87	88	88	20	88	88	88
	トータルコスト(A)+(B)	千円	87	88	88	20	88	88	88

総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
(期間限定複数年度のみ記載)
0
0

事務事業名	公有地拡大関係事務	所属部	総務企画部	所属課	企画財政課
-------	-----------	-----	-------	-----	-------

## 2 評価の部 (SEE)

\*原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価 事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	<input type="checkbox"/> 達成した	<input checked="" type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因】 ↷
	②22年度目標達成見込み 事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 ↷
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 ↷
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある ↷ (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ↷ <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 ↷
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 ↷
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化 事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 ↷

## 3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

平成21年度は買取申し出申請は、無く。事務事業は発生していない。

## 4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- 廃止     休止     目的再設定     事業統廃合・連携     事業のやり方改善(有効性改善)  
 事業のやり方改善(効率性改善)     事業のやり方改善(公平性改善)  
 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

(2) 改革・改善による期待成果

(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

(3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

権限及び事務の移譲により、公拡法の届出・申出に対する決定権者として、市の責任が大きくなり、公共用地を取得しようとする際、市自らが、公有地の買取協議団体の決定を行うことに対し、公平性・公正性が求められるとともに、適正な買取価格の算定など、説明責任も重要になる。(適正価格の判断、公共用地としての事業の必然性の判断、他の買取り希望団体との関係照会など)